

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和6年2月15日
—第68号—

賃貸アパートを借りる時の注意点

相談事例

賃貸アパートを借りることになったが、入居前に解約を申し出たところ、支払ったお金はほとんど返せない、と言われた。なんとかならないか。



アドバイス

- 住宅の賃貸借に関する消費者トラブルは、10～20歳代の若者にもみられます。特に実家を離れて新たな生活を始める際に住宅を借りることが多いことから、トラブルにならないよう賃貸借契約について十分に理解しておきましょう。
- 契約した後で「やっぱり止めたい」と申し出ても**一方的に契約を止めることはできません**。よく検討してから判断しましょう。
- 契約後に不利な条件を見つけても、条件の変更は難しいので**契約前に契約内容をよく確認してください**。特に、**禁止事項、修繕に関する取り決め、退去する際の費用負担に関する事項**のほか、「**クリーニング費用は全額借主負担**」といった**特約がないか確認しておきましょう**。
- 入居前にできる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認し、**部屋の中のキズや汚れの写真を撮っておきましょう**。
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター**に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

若者の消費者トラブル啓発動画「相談しよう！ そうしよう！」配信中！

- 成年年齢引下げを契機とした若年層の消費者被害の防止を図ることを目的として、消費者トラブルへの注意喚起を促す若者向けの動画と、身近な相談相手である親世代向けの動画を制作しています。
- 18歳の主人公がトラブルに巻き込まれる様子を、若者、その親、それぞれの目線で描いたストーリーになっています。ぜひ、2本あわせてご覧ください！

山口県消費生活センターがどのお知らせ

若者が狙われている！
動画で学ぶ
若者に多い消費者トラブル

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことで、若者の消費者被害増加が懸念されています。このため、山口県消費生活センターでは、若年消費者被害防止を図るため、若者およびその親世代を対象とする啓発動画を制作しました。

消費者トラブル啓発動画

近年、若者に多い消費者トラブルとして「もうけ飯」による被害があります。主人公がトラブルに巻き込まれる様子を若者や、その親のそれぞれの目線で制作しました。

～若者編～ **～親世代編～**

動画はこちらの二次元コードを読み込むとご覧いただけます
(山口県のWEBサイトが開きます)

こんな「消費者トラブル」に要注意！

本物そっくりの偽サイト 信みにつけ込む霊感商法 「簡単に儲かる」という投資話

トラブルに巻き込まれたり、困ったことが起こったりした時は…

188

188番をダイヤルして電話するだけで最寄りの消費生活センターにつながります！

山口県消費者トラブル啓発のオリジナルキャラクター「188(いやや)マン」

山口県消費生活センター 083-924-0999

【若者編】



【親世代編】



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど